

平成31年3月29日  
一般社団法人 日本損害保険協会

## 確定拠出年金制度に関する要望

確定拠出年金制度の改定にあたっては、いずれの改定内容においても、制度内容が複雑化し結果的に使い勝手が悪くならないよう、制度の仕組みを検討する際に十分なお配慮をお願いしたい。

## 1. 加入年齢の引き上げ

## 【要望内容】

- (1) 個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」という）および企業型確定拠出年金（以下「企業型DC」という）の加入年齢を65歳もしくは70歳まで引き上げ、60歳以降の者でも新規加入できるようにする。ただし、iDeCoにおける60歳以降の資格喪失は加入者の任意の年齢とする。
- (2) 加入年齢を引き上げた場合、企業型DCの加入資格要件から「同一実施事業所の継続雇用者であること」を撤廃する。
- (3) 加入年齢を引き上げた場合でも、通算加入者期間10年もしくは資格喪失後、据置期間5年を経て60歳～70歳もしくは75歳の任意の時期に受給できることとする。

## 【提案理由】

- 公的年金の受給開始年齢が65歳に引き上げられる環境下、老後の所得確保に関する自助努力を促進する観点から、iDeCoおよび企業型DCの加入年齢を65歳もしくは70歳まで引き上げ、60歳以降の者でも新規加入できるようにするべきと考える。
- 加入年齢を引き上げた場合は、老後の所得を確保する機会を就労期間中に提供する観点から、企業型DCの加入者資格要件としている「60歳に到達した前日において雇用されていた実施事業所に60歳以降も継続して雇用されていること」を廃止することが望ましい。
- なお、65歳もしくは70歳まで加入年齢を引き上げた場合、受給開始時期も一律65歳以降もしくは70歳以降とすると、利便性が損なわれるおそれがあるため、60歳時点で通算加入者等期間が10年以上の場合は、60歳以上75歳未満の任意の資格喪失以後75歳までの任意の時点、60歳時点で通算加入者等期間が10年未満の場合は、60歳以上の任意の資格喪失から5年の据置期間経過後75歳までの任意の時点で受給できるようにすると、各加入者のライフプランに合わせて、老齢給付金の受取時期を選択できるようになる。

## 2. iDeCoの拠出限度額の統一

## 【要望内容】

- (1) 現在、国民年金の被保険者種別等により異なっているiDeCoの拠出限度額を、加入対象者一律同額とする、もしくは第2号被保険者と第3号被保険者は一律同額とする。また、第2号被保険者については企業年金の加入状況等に関わらず、一律同額とする。

### 【提案理由】

- 現在の拠出限度額は、被保険者種別及び勤務先の企業年金加入状況（第2号被保険者）により定められており、第2号被保険者は加入資格及び拠出限度額を証明するために、事業主から証明書を取り付ける必要がある。勤務先の福利厚生制度ではなく、自助努力により資産形成を行う際に、勤務先の人事担当部署等から証明書類を取り付けるのは、加入希望者にとって心理的負担が大きく、iDeCoの普及阻害要因となっている。被保険者種別及び企業年金加入状況を問わず拠出限度額を統一すれば、事業主による証明が不要となり、第2号被保険者における加入の促進に繋がる。
- 公的年金の二階部分である厚生年金保険の有無により拠出限度額に差異を設ける必要があるとする場合、第2号被保険者と第3号被保険者は一律同額、第1号被保険者のみ第2号、第3号被保険者より高額の限度額を設定する。この場合においても、第1号被保険者の国民年金保険料納付状況のみ確認すればよく、第2号被保険者に対する事業主証明は不要となり、iDeCoの普及促進に繋がる。

### 3. 企業型DCのマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃

#### 【要望内容】

企業型DC加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限とする現行の規定を撤廃する。

#### 【提案理由】

- 企業型DCにおいては、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならない制限となっているが、公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に関する金額の制限の撤廃をすべきと考える。これにより中小企業向けの制度「iDeCo+」における中小事業主掛金を加入者掛金より多い金額で設定できる制度とイコールフットイングとなる。

### 4. 企業型DC加入者のiDeCo加入制限の廃止

#### 【要望内容】

- (1) 企業型DC加入者について、企業型DCの規約に記載することなく、第2号被保険者であれば、誰でもiDeCoに加入できるようにする。
- (2) 企業型DCのマッチング拠出を行っている加入者についてiDeCo加入制限を撤廃することが難しい場合は、年金規約単位ではなく加入者単位でiDeCoとマッチング拠出を選択できることとし、かつ、前項3.の改定と同時の改定とする。

#### 【提案理由】

- 企業型DC加入者がiDeCoの加入者となるためには、企業型DCの規約にiDeCoの加入者となることのできる旨を定める規約変更を行わなければならないが、iDeCo普及の阻害要因となっている。企業型DCの規約内容に関わらず、iDeCoの加入を認めることにより、企業型DC加入者にとって分かり易くなり、等しく自助努力の機会を提供することができる。
- なお、上記の通り「誰でも」iDeCoに加入できることが望ましいが、企業型DCのマッチング拠出を行っている加入者についてiDeCo加入制限を撤廃することが公平性の観点から困難な場合は、マッチング拠出を行っている加入者がかえって不利となったり利便性を損ねることのないよう、年金規約単位ではなく加入者単位でiDeCoとマッチング拠出を選択できることとし、かつ、改定タイミングについては前項3.の改定と同時の改定としていただきたい。

## 5. iDeCo における掛金払込方法の多様化

### 【要望内容】

将来の iDeCo の加入申込の電子化を見据え、iDeCo の掛金について、個人払込で認められている掛金払込方法をクレジットカード払い等へ拡大する。

### 【提案理由】

○iDeCo の掛金払込方法は銀行口座振替しか認められておらず、口座登録には紙帳票が必要である。手続きのペーパーレス化及び更なる普及促進の実現には、払込方法の多様化が必要であることから提案する。

以 上

## ■企業型DCのマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃

### 【要望理由】

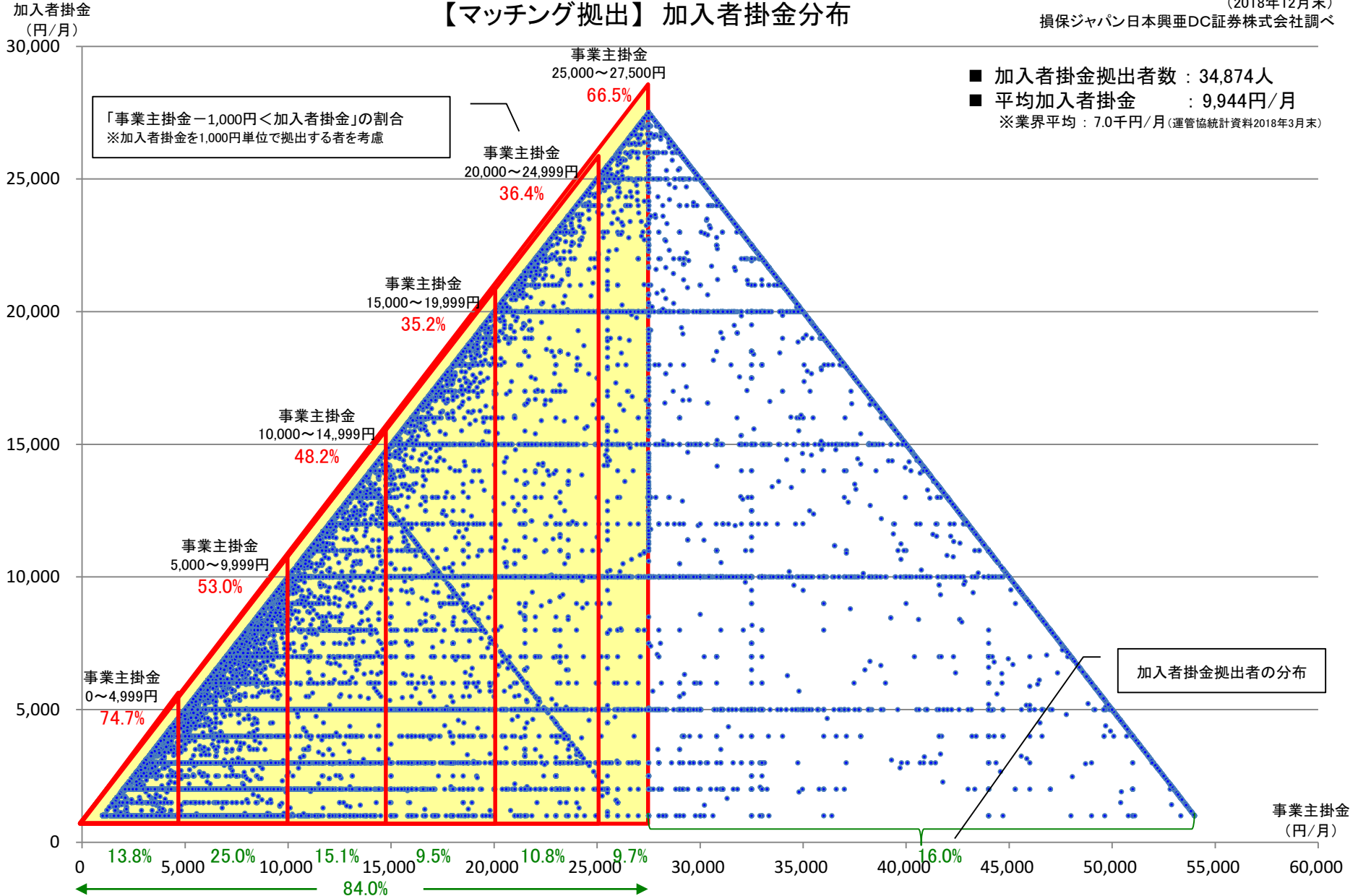
- 企業型DCにおいては、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならない制限となっているが、公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に関する金額の制限の撤廃をすべきと考える。これにより中小企業向けの制度「iDeCo+」における中小事業主掛金を加入者掛金より多い金額で設定できる制度とイコールフットイングとなる。
- 現行でのマッチング拠出掛金分布(【別紙1】参照)において、事業主掛金が低い加入者ほど加入者掛金の上限に達する者の割合が高い状況にある。事業主掛金が低い企業の加入者は、高い企業の加入者に比べて自助努力の枠も小さいことになり、事業主掛金水準が高い加入者との差異が拡大していく懸念がある。
- 特に、若年層が拠出する加入者掛金を抑制する影響が大きい(【別紙2】参照)。制約撤廃により、若年層の私的年金のカバー率向上効果が期待できる。

➤ 事業主掛金が低い加入者ほど加入者掛金の上限に達する者の割合が高く、事業主掛金が高い加入者と比較し、将来への備えに対する水準の格差が拡大する懸念がある。

(2018年12月末)

損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社調べ

【マッチング拠出】 加入者掛金分布



- 若年層(特に20代以下)ほど、事業主掛金が低水準であることから、加入者掛金制約の影響が大きい状況にある。

【「事業主掛金－1,000円<加入者掛金」加入者の年代別内訳】

事業主掛金/月	10代		20代		30代		40代		50代		60代		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0～4,999円	29	82.9%	793	54.6%	910	21.9%	1,019	18.6%	692	17.7%	164	30.9%	3,607	23.2%
5,000～9,999円	6	17.1%	305	21.0%	1,229	29.6%	1,714	31.2%	1,221	31.3%	148	27.9%	4,623	29.7%
10,000～14,999円	0	0.0%	115	7.9%	465	11.2%	930	16.9%	948	24.3%	81	15.3%	2,539	16.3%
15,000～19,999円	0	0.0%	37	2.5%	316	7.6%	448	8.2%	295	7.6%	68	12.8%	1,164	7.5%
20,000～24,999円	0	0.0%	36	2.5%	438	10.6%	569	10.4%	300	7.7%	23	4.3%	1,366	8.8%
25,000～27,500円	0	0.0%	167	11.5%	792	19.1%	808	14.7%	449	11.5%	46	8.7%	2,262	14.5%
計	35	100.0%	1,453	100.0%	4,150	100.0%	5,488	100.0%	3,905	100.0%	530	100.0%	15,561	100.0%

- 事業主掛金が高水準(加入者掛金の制約が小さい)の場合、若年層(20～30代)の方が、中高年層(40代以上)に比べて加入者掛金水準が高い傾向にあり、若年層における私的年金のカバー率向上が期待できる。

【事業主掛金が高水準の場合の年代別平均加入者掛金】

事業主掛金/月	10代		20代		30代		40代		50代		60代		計	
	人数 (人)	平均 加入者掛金 (円)	人数 (人)	平均 加入者掛金 (円)	人数 (人)	平均 加入者掛金 (円)	人数 (人)	平均 加入者掛金 (円)	人数 (人)	平均 加入者掛金 (円)	人数 (人)	平均 加入者掛金 (円)	人数 (人)	平均 加入者掛金 (円)
15,000～27,500円			487	17,631	3,029	17,380	4,301	15,427	2,393	15,327	249	15,922	10,459	16,084
20,000～27,500円			345	20,889	2,229	19,445	2,958	17,303	1,494	17,590	126	18,361	7,152	18,222